

令和 8 年第 3 回田野畑村議会定例会会議録（第 2 号）								
招 集 年 月 日	令和 8 年 5 月 2 7 日							
招 集 の 場 所	田 野 畑 村 役 場							
開 閉 会 日 時	開 会 令和 8 年 6 月 1 6 日				議 長	鈴 木 隆 昭		
	閉 会 令和 8 年 6 月 1 7 日							
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 10 名 欠席 0 名	議席 番号	氏 名		出席 等別	議席 番号	氏 名		出席 等別
	1	高 橋 奈々美		出	6	工 藤 求		出
	2	上 村 浩 司		出	7	佐々木 芳 利		出
	3	小 野 協 次		出	8	佐々木 伸		出
	4	和 山 勝 富		出	9	佐々木 功 夫		出
	5	畠 山 智		出	10	鈴 木 隆 昭		出
会議録署名議員	8	佐々木 伸			9	佐々木 功 夫		
職務のため議場に 出席した者の氏名	事務局 長	佐 藤 智 佳		主査	大 蔭 美千子			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条により 説明のため出席 した者の職氏名	村 長		佐々木 靖		教 育 長		藤 岡 宏 章	
	副 村 長		工 藤 光 幸		教 育 次 長		佐々木 修	
	総 務 課 長		大 森 泉					
	企画観光課長		大 澤 健					
	地域整備課長		工 藤 隆 彦					
	住民生活課長		横 山 順 一					
	健康福祉課長		佐 藤 和 子					
	診療所事務長		平 坂 聡					
	地域包括支援 センター長		佐々木 和 也		総 務 課 主 査		佐々木 歩	
	会 計 管 理 者 税 務 会 計 課 長		早 野 和 彦		地 域 整 備 課 主 査		畠 山 裕 晃	
	産業振興課長		佐々木 賢 司		地 域 整 備 課 主 査		坂 本 大	
	ふるさと振興 室 長		菊 地 正 次		住 民 生 活 課 主 査		中 野 千 鶴	
	総 務 課 主 幹		角 舘 尚		産 業 振 興 課 主 査		山 口 芳 美	
	地域整備課主幹		落 合 正 幸		教 育 委 員 会 事 務 局 主 査		三 上 恵 美	
	産業振興課主幹		畑 山 讓		教 育 委 員 会 事 務 局 主 査		工 藤 真 樹	
議 事 日 程	別紙のとおり							
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり							
会 議 の 経 過	別紙のとおり							

令和 8 年第 3 回田野畑村議会定例会会議録

議 事 日 程 （第 2 号）

令和 8 年 6 月 1 7 日（水曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議

- 日程第 1 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書の報告について（令和 7 年度田野畑村一般会計予算）
- 日程第 2 報告第 2 号 繰越計算書の報告について（令和 7 年度田野畑村簡易水道事業会計予算）
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（田野畑村村税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（令和 7 年度田野畑村一般会計補正予算（第 12 号））
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について（令和 8 年度田野畑村一般会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 6 議案第 1 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第 2 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第 3 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 9 議案第 4 号 令和 8 年度田野畑村一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 議案第 5 号 令和 8 年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 6 号 令和 8 年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 7 号 令和 8 年度田野畑村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 追加日程第 1 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第 2 陳情第 1 号 浜岩泉飲雑用水道管理運営を田野畑村へ移行することについての陳情
- 追加日程第 3 委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）
- 追加日程第 4 委員会の閉会中の継続審査の件（田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会）
- 追加日程第 5 議員派遣について
- 追加日程第 6 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

閉 会

◎開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行します。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について（令和7年度田野畑村一般会計予算）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について。報告第1号の繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

令和7年度田野畑村一般会計予算における繰越明許費について、翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

令和7年度田野畑村一般会計予算における地域商品券発行事業ほか15事業について、歳出予算の経費を繰越計算書のとおり令和8年度に繰り越しましたので、ご報告いたします。

なお、事業ごとの繰越額、財源内訳、完了予定日については、繰越計算書に記載のとおりですので、御覧くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

3番、小野協次君。

○3番【小野協次君】 ミルクプラント管理事業の繰越明許費に関してですが、工事は始まっているようですが、工事の終了時期とかは見通せていますでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木賢司君】 ただいまの質問にお答えいたします。

計算書のほうに出ておりますミルクプラント管理事業の繰越しにつきましては、牛乳の充填機及びCIPスチーム供給ユニットの修繕の繰越しでございます。そちらについては、発注が終わりまして、牛乳充填機につきましては5月に完了済み、CIPスチーム供給ユニットの修

繕につきましても、今月末完了という予定になってございます。

○議長【鈴木隆昭君】　ほかよろしいですか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】　これで質疑を終わります。

報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長【鈴木隆昭君】　日程第2、報告第2号　繰越計算書の報告について（令和7年度田野畑村簡易水道事業会計予算）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木村長。

○村長【佐々木　靖君】　報告第2号　繰越計算書の報告について。報告第2号の繰越計算書についてご説明いたします。

令和7年度田野畑村簡易水道事業会計予算を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

令和7年度田野畑村簡易水道事業会計予算における机地区水道施設改良整備工事について、歳出予算の経費を繰越計算書のとおり令和8年度に繰り越しましたので、ご報告いたします。

なお、事業ごとの繰越額、財源内訳、完了予定日については、繰越計算書に記載のとおりですので、御覧くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長【鈴木隆昭君】　質疑を許します。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】　質疑なしと認めます。

報告第2号を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】　日程第3、承認第1号　専決処分した事件の承認について（田野畑村村税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木村長。

○村長【佐々木　靖君】　承認第1号　専決処分した事件の承認について（田野畑村村税条例等の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

タブレットの資料をお開きください。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり

専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布され、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う規定の整備並びに復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う規定の整備等を行うこととした改正であります。

詳細につきましては、新旧対照表に内容をお示ししているとおりであります。この改正規定は令和8年4月1日に施行する必要があるものが含まれますので、令和8年3月31日にやむを得ず専決処分したものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（田野畑村村税条例等の一部を改正する条例）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第4、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和7年度田野畑村一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和7年度田野畑村一般会計補正予算（第12号））についてご説明いたします。

タブレットの資料をお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

まず、歳入でございますが、地方譲与税追加778万9,000円、県税交付金等追加1,317万7,000円、地方交付税追加1億5,028万1,000円、国庫支出金減額609万5,000円、財産収入追加75万3,000円、寄附金追加360万1,000円、繰入金減額1億1,646万6,000円、歳入の補正額合計が5,304万円という内容でございます。

次に、歳出でございますが、各種基金積立金増額5,304万円、歳出の補正額合計が5,304万円と

いう内容でございます。

年度末に至り、地方譲与税等の歳入の額が確定したことに伴い、令和８年３月31日にやむを得ず専決処分したものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第２号 専決処分した事件の承認について（令和８年度田野畑村一般会計補正予算（第12号））を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第２号は原案のとおり可決されました。

◎承認第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第５、承認第３号 専決処分した事件の承認について（令和８年度田野畑村一般会計補正予算（第２号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 承認第３号 専決処分した事件の承認について（令和８年度田野畑村一般会計補正予算（第２号））についてご説明いたします。

タブレットの説明資料をお開き願います。地方自治法第179条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分したことから、同条第３項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

まず、歳入でございますが、前年度繰越金849万9,000円という内容でございます。

次に、歳出でございますが、投票管理者報酬113万3,000円、職員手当185万円、掲示板設置及び撤去業務委託料118万2,000円などを合わせまして、追加補正額が849万9,000円という内容でございます。

令和８年６月７日執行の田野畑村議会議員補欠選挙にかかる経費について、令和８年５月７日にやむを得ず専決処分したものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

９番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 時間がなくてやむを得ずという表現になっているのですが、本来であれば5月だから、臨時議会を開く間がないわけではないのですが、私はそう感じています。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時11分）

再開（午前10時11分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課長。

○総務課長【大森 泉君】 お答えいたします。

専決処分した日、5月7日でございますが、選挙管理委員会のほうで選挙の日を決めた日でございますして、選挙管理委員会事務局のほうとも相談をいたしまして、そのタイミングで補正をして各種準備に取りかかりたいということでございましたので、そこでやむを得ず専決処分をさせていただいたということになります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 もう当初から同僚議員が、いわゆる健康上の理由、あるいはその他の理由で欠になったことは、これは我々もちょっと責任を感じないわけではないのだけれども、しかしながら4月末で5月は当然2名欠員になっているということになれば開かないのだ。最初から臨時議会を開いて予算を確保してというのではなく、もう専決処分でやるのだという考えが前提にあったのではないのですか。私は、そう思わざるしかありません。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時13分）

再開（午前10時13分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

臨時議会での補正ができたのではないかとご質問かと思われませんが、原因として発生いたしました議員の辞職が決定したのが4月30日ございました。これに伴って、議会から選挙管理委員会への通達があつて選挙管理委員会を開催するという流れで、5月7日の選挙管理委員会で選挙執行日を決定したという流れになります。それから50日以内に投開票しなければならないというルールがございますので、それに沿って準備をするとなりますと、掲示板ですとか投票用紙の印刷ですとか、もう既に発注しなければ間に合わないというような状況でございましたので、選挙管理委員会といたしましては専決をお願いしたという流れになります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 おおむねの金額が分かれば、予算提案してあれなのですが、私が言いたいのは、基本的に当初から臨時議会で予算議決してという考えがなかったのではないかなという疑いを持たざるを得ない状況だと私は思います。やっぱり基本的には臨時議会を開いて予算を確保、本当に緊急の場合は別だけれども、今回は私から見れば緊急とは思えない期間が十分あったと理解するのですが、補欠選挙するに当たってのおおむねの金額が把握できない、それに時間がかかったとか何とかというのであればまたちょっとあれだけれども、そうでもないみたいなのですが、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

今回の選挙は、実際急遽決まったことでございまして、やはり予算を取るにしても、物価高騰等もありまして、前回の選挙とはまた金額が違ってきている物品等もございまして、見積り等の時間も多少要しておりますことから、専決というようなことでお願いした次第でございました。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時17分）

再開（午前10時17分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 大変不勉強で失礼だけれども、いわゆる必要経費の担当課が議会開く開かないを判断するものではないものと、俺は当局の判断だと思って質疑もしているし、そうなのですが、なぜか選管の事務局長、答弁して、これはちょっと私が認識不足か勉強不足かもしれませんが、当局が臨時議会を開く開かないを判断する分野であると私は理解していますが、そうではない、あくまでも費用を使う担当課の分なのですか。不勉強なのだけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時18分）

再開（午前10時21分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私が感じているのは、今回にかかわらず、専決処分等々が安易にされているのではないかという疑いを持っているのです。そういう意味で、今回は金額も、選挙とはいえ

約850万円近い金額だし、本来であれば臨時議会を招集してやるべきでなかったかという、今回にかかわらず、往々にしてそういういわゆる専決処分が安易になされていると私自身は感じているものだから、特に今回指摘しておきたかったのです。

○議長【鈴木隆昭君】 ご意見として承っておいてよろしいですか。

7番、佐々木芳利君。

○7番【佐々木芳利君】 関連でお伺いします。

選挙管理委員会の決定を見ないと、行政もアクションを起こせないという流れになろうかと思っていますので、まずやむを得ない部分もあろうかなと思いますが、公営負担金215万円ですが、これは何名分を見込んでおる金額ですか。

○議長【鈴木隆昭君】 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長【佐藤智佳君】 お伺いいたします。

見積り当時の段階でございましたので、3名で見えておりました。3名で215万円の金額でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、佐々木芳利君。

○7番【佐々木芳利君】 そうしますと、これについての金額補正がもう一回あるという考えでよろしいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

今回ののは専決の議案でございましたが、本日出ます6月補正でもう一方分、上程させていただいております。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかよろしいですか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和8年度田野畑村一般会計補正予算（第2号））を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【大森 泉君】 議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについてをご説明いたします。

次のとおり、財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得する目的、防災活動の用に供するため。

2、取得する財産、トイレトレーラー1台。

3、取得金額、1,481万5,000円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額134万6,818円）。

4、取得の方法、買入れ。

5、契約の相手方、住所、愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4番10号、氏名、株式会社トヨタエンタプライズ代表取締役、牧野武。

タブレットの説明資料3ページをお開きください。資料は、本製品のカタログを抜粋しております。この製品は、トヨタ自動車株式会社が製造し、牽引免許等を要さないトレーラータイプであります。特徴としましては、超節水型真空式洋式トイレであり、低床で段差が少なく、附属のスロープを使用することでご高齢の方や歩行補助具、車椅子の方も利用しやすいバリアフリー対応のトイレトレーラーとなっております。室内は、一般の多目的トイレと同様の広さを有し、介助ベッドを備え、ご本人だけでなく介助者も安心して利用できる広さを有しております。災害時には、村内主要避難所の状況に応じて移動配備し、避難者の健康被害等を防止し、避難所の生活環境を向上させようとするものでございます。本契約の履行期限は、令和9年3月10日となっております。

議案にお戻り願います。提案理由でございますが、本村の防災力向上を図るため、防災活動の用に供するトイレトレーラーを買い入れようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 すぐは納入にならないと思うのですが、これの購入を決定した場合の今後の管理をどこでするのか、あるいはこれについての運転も、トレーラーであれば牽引が必要だと思うが、村として誰がその運行を考えているのか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前１０時２７分）

再開（午前１０時２８分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

角館総務課主幹。

○総務課主幹【角館 尚君】 ただいまのご質問にお答えします。

管理は、田野畑村中央防災センターの防災備蓄倉庫を予定をしております。ただ、建築の用途上、倉庫として登録されていますことがちょっと発覚しましたので、建築の用途のほうの変更をし、一部車庫という手続等を取って管理したいと思います。平時管理は、総務課のほうで行いますが、日常の使用や利用につきましては各課と協議して貸出し等を行ってまいりたいと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 ４番、和山勝富君。

○４番【和山勝富君】 倉庫であるところを車庫として用途を変更するというお話です。車庫となれば内装の制限等も発生するのかなと思いますが、そういう部分は大丈夫でしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 角館総務課主幹。

○総務課主幹【角館 尚君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

倉庫が車庫を見込んだ形で当初より設計されておりまして、内装等についてはある程度は対応できていると考えております。消防分署のほうと調整を取りまして、消火設備、あとはそれを基に今度は建築主事とお話ししまして、その手法のほうを改めて考えたいと思います。業としない一部駐車場という扱いなので、対応の仕方と協議の仕方があるということは確認しておりましたので、これが分かったのがちょっと最近だったもので、入れることは、先ほどお話ししたとおり、もともと倉庫のシャッターは車両が入れるような断面で設定されておりましたので、既存の建物の用途変更、またその協議を行う形になると思います。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかございませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第１号 財産の取得に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第7、議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【大森 泉君】 議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについてをご説明いたします。

次のとおり、財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得する目的、防災活動の用に供するため。

2、取得する財産、災害対応車両（トイレ等多目的車両）1台。

3、取得金額、1,655万5,000円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額150万5,000円）。

4、取得の方法、買入れ。

5、契約の相手方、住所、岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割501番地14、氏名、互光商事株式会社代表取締役、玉川康介。

タブレットの説明資料4ページをお開きください。姿図として参考図を添付しております。この車両は、いすゞエルフワイドキャブ、4輪駆動、AT方式、3人乗りでございます。荷台下層部は、アルミウイング式ボディー、テールゲートを搭載しております。全長6.57メートル、高さ3.265メートル、幅2.27メートル、積載重量は2.3トンです。この車両は、災害時の円滑な避難所開設等を目的に導入するものであり、参集職員が少ない場合や荒天時であっても迅速な対応を図ろうとするものでございます。そのほか特徴としましては、荷台部には換気扇、点検口、引き違い窓、床排水口などを備え、車両そのものの物資運搬機能に加えて村内主要避難所の状況に応じて移動配備し、発災初期時のトイレや入浴場所などの室内機能としても柔軟かつ効果的に活用しようとするものでございます。本契約の履行期限は、令和9年3月10日となっております。

議案にお戻り願います。提案理由でございますが、本村の防災力向上を図るため、防災活動の用に供する災害対応車両を買い入れようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

5 番、畠山智君。

○5 番【畠山 智君】 ちょっと勉強不足なのですけども、この車両というのは、普通免許で運転できるのででしょうか。最近、区分がちょっと分かっていなくてあれなのですけども。

○議長【鈴木隆昭君】 角館総務課主幹。

○総務課主幹【角館 尚君】 ただいまのご質問にお答えします。
準中型免許になります。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前 10 時 35 分）

再開（午前 10 時 37 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

ほかございませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第 2 号 財産の取得に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第 8、議案第 3 号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【大森 泉君】 議案第 3 号 財産の取得に関し議決を求めることについてをご説明いたします。

次のとおり、財産を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでござ

います。

1、取得する目的、防災活動の用に供するため。

2、取得する財産、水循環型シャワー1台。

3、取得金額、942万3,700円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額85万6,700円）。

4、取得の方法、買入れ。

5、契約の相手方、住所、岩手県北上市和賀町後藤2地割106番160、氏名、北良株式会社代表取締役、笠井健。

タブレットの説明資料5ページをお開きください。資料は、本製品のカタログを抜粋しております。この製品は、WOTA株式会社の水循環型シャワーです。特徴としましては、水循環型システムを有しており、ろ過、殺菌等で水を再生利用し、水槽100リットルで約100人分の利用が可能となっております。避難所開設初期時においてシャワーの配備による衛生対策を講じ、避難者の健康被害等を防止し、避難所の生活環境を向上させようとするものでございます。本契約の履行期限は、令和8年12月10日となっております。

議案にお戻り願います。提案理由でございますが、村の防災力向上を図るため、防災活動の用に供する水循環型シャワーを買い入れようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

5番、畠山智君。

○5番【畠山 智君】 水と言うぐらいだから水ですよ。お湯は出ないわけですよ。

○議長【鈴木隆昭君】 角館総務課主幹。

○総務課主幹【角館 尚君】 ただいまのご質問にお答えします。

水を循環させるということで、説明資料のほうの（2）に、これがボイラー、給湯です。お湯を出しておいて、その液体を循環させるというイメージなので、お湯は出ます。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

15分間をめぐに休憩いたします。

休憩（午前10時42分）

再開（午前10時58分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の変更について

○議長【鈴木隆昭君】 日程の変更についてお諮りいたします。

6月18日の日程を本日に繰り上げ、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

よって、6月18日の日程を本日に繰り上げ、審査することに決定いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第9、議案第4号 令和8年度田野畑村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 タブレットの97ページを御覧ください。議案第4号 令和8年度田野畑村一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,573万2,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,129万4,000円とするものでございます。

タブレットの102ページ、予算書4ページを御覧ください。第2表、債務負担行為でございしますが、消防ポンプ自動車購入費について、期間を令和8年度から令和9年度とし、限度額を3,520万3,000円として設定するものでございます。内容は、第3分団の車両について令和8年度に整備するものでございましたが、特殊車両の完成車の納入状況等について近隣自治体や業者等を調査したところ、各種部品等の入手の遅れに伴う製作の遅れが懸念されており、完成車両の納入が令和9年度にずれ込むおそれがあることから、あらかじめ債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次の5ページを御覧ください。第3表、地方債補正でございますが、1、変更として、乳製品

加工施設改修事業について補正前5,130万円から280万円減額し補正後を4,850万円に、社会資本整備総合交付金事業のうち村道沼袋三沢線分として補正前3,200万円に320万円追加し補正後を3,520万円に、同じく社会資本整備総合交付金事業のうち災害防除事業分を補正前1,920万円から190万円減額し補正後を1,730万円に、同じく社会資本整備総合交付金事業のうち道路補修事業分を補正前1,240万円から50万円減額し補正後を1,190万円とするものでございます。

タブレット109ページ、予算書8ページを御覧ください。歳入について主なものをご説明いたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費国庫補助金でございますが、774万円追加計上しております。内容は、マイナンバーカード交付事務補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。

同じく3行目、5目土木費国庫補助金、1節土木費補助金でございますが、416万2,000円減額計上しております。これは、補助申請しておりました社会資本整備総合交付金の決定内示に伴う減額となっております。

次の表、15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務費補助金でございますが、428万5,000円追加計上しております。内容は、地域経営推進費補助金の追加となっております。

同じく2行目、6目教育費県補助金、1節教育費補助金ですが、509万円を追加計上しております。内容は、給食無償化に伴う学校給食費支援事業費補助金となっております。

一番下の表、17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金、7節田野畑村まち・ひと・しごと創生推進事業寄附金でございますが、1,000万円追加計上しております。内容は、民間企業からの田野畑村まち・ひと・しごと創生推進事業寄附金の追加となっております。

次の9ページ上段の表を御覧ください。18款繰入金、1項基金繰入金、3目村民研修基金繰入金、1節村民研修基金繰入金でございますが、200万円追加計上しております。

同じく次の行、5目田野畑むらづくり基金繰入金、1節田野畑むらづくり基金繰入金でございますが、306万6,000円追加計上しております。

同じく次の行、8目森林環境譲与税基金繰入金、1節森林環境譲与税基金繰入金でございますが、2,627万3,000円追加計上しております。

同じく次の行、9目ふるさと基金繰入金、1節ふるさと基金繰入金でございますが、272万6,000円追加計上しております。これらの基金繰入金は、基金の設置目的に基づく各種事業実施の財源に充当するものとなっております。

次の中段の表、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金でございますが、3,969万1,000円計上しております。これは、令和7年度の繰越金となっております。

一番下の表、21款村債、1項村債、4目農林水産業債、1節農業整備事業債でございますが、280万円減額計上しております。これは、乳製品加工施設改修事業の減額となっております。

タブレット112ページ、予算書11ページを御覧ください。次に、歳出のうち主なものについてご説明いたします。なお、各科目の給料等、人件費関係につきましては、人事異動に伴う補正であることから説明は割愛させていただきます。また、各特別会計への繰出金につきましても、説明を割愛させていただきますので、ご了承ください。

表の上段、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、12節委託料でございますが、399万6,000円追加計上しております。内容は、寄附をいただきました名誉村民、工藤裕弘先生が所有されておりました萩牛地区の邸宅管理費や一部設備等改修に伴う設計、周辺環境整備のための委託料となっております。

次の中段の表、同じく2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、14節工事請負費でございますが、339万3,000円追加計上しております。内容は、各種工事に伴う光ブロードバンド施設支障移転工事となっております。

タブレット114ページ、予算書13ページを御覧ください。中段の表、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、18節負担金補助及び交付金でございますが、300万円追加計上しております。内容は、村内の介護保険施設改修に対する支援補助金となっております。

次の14ページを御覧ください。表の一番下、6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費、12節委託料でございますが、263万2,000円追加計上しております。内容は、長嶺牧野周辺の支障木の伐採及び現在工事を進めております乳製品加工施設増築工事管理業務委託に係る増額となっております。

次の15ページを御覧ください。一番上段の表、6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費、14節工事請負費でございますが、510万6,000円追加計上しております。内容は、現在工事中の乳製品加工施設増築工事の追加分となっております。

同じく次の表の中段、6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、12節委託料でございますが、836万5,000円追加計上しております。内容は、村民を含む内外の方の健康増進と、来村、交流を目的としたクアオルト健康ウオーキング導入に伴う工事設計やガイド養成、コース内看板のデザイン等の委託を追加するものとなっております。

同じく表下段、14節工事請負費でございますが、2,500万円追加計上しております。内容は、思惟創館東側の伐採後に森林体験施設を整備するための工事費となっております。

次の16ページを御覧ください。中段の表、同じく6款農林水産業費、3項水産業費、4目漁港建設費、12節委託料でございますが、493万9,000円追加計上しております。内容は、継続して工事しております平井賀漁港施設機能強化工事発注支援業務委託料の追加となっております。

次の17ページを御覧ください。中段の表の下段、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、22節償還金利子及び割引料でございますが、188万円追加計上しております。内容は、事業費の確定に伴い、村営住宅に係る過年度分社会資本総合整備交付金の返還金となっております。

同じく次の下段の表、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、12節委託料でございますが、450万円追加計上しております。内容は、台風等の突発的な小災害に対する維持管理委託料や除草作業が困難になった地区の除草委託の追加となっております。

同じく次の行、3目道路新設改良費、14節工事請負費でございますが、1,705万6,000円減額計上しております。内容は、国に補助申請していた村道沼袋三沢線道路改良舗装工事ほか2事業に対する補助金の決定内示に伴う減額となっております。

次の18ページを御覧ください。上段の表、同じく8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、21節補償補填及び賠償金でございますが、1,011万9,000円追加計上しております。内容は、村道沼袋三沢線の電柱等移転に係る物件補償の追加となっております。

次の19ページを御覧ください。表の中段、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、17節備品購入費でございますが、185万7,000円追加計上しております。内容は、学習用端末機器更新購入について県下同一の共通機器の単価に変動があり、予算に不足が生じることから追加するものでございます。

次の20ページを御覧ください。上段の表、同じく10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、17節備品購入費でございますが、141万9,000円追加計上しております。内容は、小学校と同様に学習端末機器更新購入に当たり、県下統一の共通機器の単価に変動があり、予算に不足が生じることから追加するものでございます。

下段の表、同じく10款教育費、4項社会教育費、2目公民館費、18節負担金補助及び交付金でございますが、200万円追加計上しております。内容は、田野畑村青少年育成村民会議補助金でございますが、同会議で実施する予定の連携協定を締結しております早稲田大学に田野畑中学校2年生を派遣する事業に対して補助するものとなっております。

一番下の表、同じく3目資料館費、10節需用費でございますが、188万3,000円追加計上しております。主な内容は、4月に発生しました三陸沖地震により民俗資料館の天井や照明器具等が破損したことから、修繕しようとするものとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 特に予算書そのものには今のところ見当たらないのですが、いわゆる村民懇談会を実施され、もう全地域が終わったと理解しているのですが、そのことについてですが、よろしいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 はい。

○9番【佐々木功夫君】 その中で、いわゆる尾肝要の現在使用しているトイレ、これが老朽化し、あるいは思惟のインターですか、インターが開通したというような理由から、今年度中、解体す

るやの文書にして各地を回ったようですが、その結果のあれは、各地からの反応、反響等々は特にございませんか。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課長。

○企画観光課長【大澤 健君】 お答えいたします。

資料の中で、建物が非常に老朽化して壊れているというのを示しまして、地区の皆さんの意見を聞きながら、今後解体について検討していくということでご説明いたしました。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 ご説明は、当局でやったと思う。それについての地区によって、やっぱり代わりのもの建てるのなら別だろうが、そうでなければ壊してほしくないような声も多分あったかと思うのですが、そういうものはなかったですか。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課長。

○企画観光課長【大澤 健君】 壊してほしくないという意見がありました。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時16分）

再開（午前11時24分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

3番、小野協次君。

○3番【小野協次君】 消防ポンプ自動車購入費なのですが、当局とすれば年数を経たものから順次交換すると理解していますが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 角館総務課主幹。

○総務課主幹【角館 尚君】 ただいまのご質問にお答えします。

当初計画どおり、順次更新にはなります。ただ、周辺市町村の事例も踏まえて年度をまたぐというのがちょっと現実なところなので、それらも踏まえて順次計画どおりの更新となるという状態です。

○議長【鈴木隆昭君】 3番、小野協次君。

○3番【小野協次君】 これからの購入についても、何年後とか、いろいろ出てくるとは思いますけれども、消防のほうで現場にいる身とすれば、団員の不足により、あと団員とかの仕事の内容、要するに自営業が少なくなっているというところで、例えばどこかで火事があったときに、4分団担当なのに、他の分団のほうが早く来てしまう。3分団のところに4分団が先に行ってしまうという場面があると思うので、分団によれば、今屯所とかのあれで分散している屯所もあると思うのです。そこをうまく統合しながらやっていかなければ、団員数も減って車両管理とか、そういう部分も大変になってくるとは思うのです。なので、例えば分団等の車両管理を1か所に集約しな

がらするとか、そういうふうにしていかないと管理する熟練の人たちも少なくなっているという部分もあって、それも踏まえながら将来的な消防活動をしていったほうがいいと私は数年感じているのですけれども、当局ではどんな感じでそういうふうなのを受け止めていますでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 27 分）

再開（午前 11 時 27 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

角館総務課主幹。

○総務課主幹【角館 尚君】 ただいまのご質問にお答えします。

団員不足、また車両が動かせない場合がある。分団によって、田野畑で仕事というよりは、宮古地域、久慈地域で仕事しているという状況につきましては、幹部会等もその問題については聞いているところでございます。議員からお話がありました車両の管理、屯所の統合、ほぼ消防団の再編という形に立っていく問題であって、課題でもあるとはこちらのほうも感じております。今後とも幹部会等で話をしながら、津波の体制とかもございまして、その辺は消防団に配慮した形で検討を進めていきたいと考えております。まずは、幹部会議等で話を聞きながら、現状を把握しどのような対応が望ましいかというのは今後とも消防団長を含め、皆さんとお話ししながら、進めてまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 3 番、小野協次君。

○3 番【小野協次君】 検討していくというところで、現場とすればありがたいなと感じております。役場職員の方々にも団に入ってもらって活動してもらったりするのですが、火事とか津波警報とかのときには、やっぱり役場職員はどうしても役場のほうで対応するだろうし、なのでそこら辺を考えながら、団としてもいろいろ動きを考えているわけなので、それをぜひ常々検討してもらいたいなと思っていますので、よろしくお願いします。これは要望です。

○議長【鈴木隆昭君】 8 番、佐々木伸君。

○8 番【佐々木 伸君】 タブレット114ページの介護保険料施設改修支援事業補助金の事業の内容を説明お願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 住民生活課長。

○住民生活課長【横山順一君】 タブレット114ページの介護保険施設改修支援事業補助金についてお答えいたします。

これは、村単独事業で行うことを考えておりまして、介護施設が行う施設の改修事業に対して補助を行うものとしております。今現在、担当課としての要綱案でございまして、法人が負担す

る分の2分の1、上限額300万円というふうに考えて計上させていただいています。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、佐々木伸君。

○8番【佐々木 伸君】 事業内容というか、何の改善か。

○議長【鈴木隆昭君】 住民生活課長。

○住民生活課長【横山順一君】 改善については、施設内の改善です。例えば今年であれば、寿生会で浴槽改修がございますので、そういったものに充てていただきたいと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 工事請負費の乳製品加工施設の増築工事の増額ということなのですが、五百幾らあるのですが、基本的な考え方として村長に伺うのですが、第三セクターのいわゆる施設等々は、第三セクターそのものが基本的にやるのが前提だと私は理解しているのですが、第三セクターでも羅賀荘の場合は村の建物になっているから別だけれども、例えば公社とか、あるいは甘竹は村の施設そのものではない。基本的な考えが、それが私はそうあるべきだと理解しているが、その辺どうなのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 ただいまのお話でございますが、お話しのとおり、陸中たのはたにつきましては、村の施設を貸し付けていると。それから、産業開発公社の施設につきましても、全て村の施設を使わせていただいているという形でございます。会社として持っているのは、甘竹は自社でいろいろ設備を更新なり建設してやっていると。それから、サンマッシュにつきましても、村が当初購入した旧木材加工場を自社で補助を取って改修、それから新たな施設の増築等をしているという状況でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 村の所有は、当然村で管理あるいは整備しなければならない。やっぱりその第三セクターでやるというのが基本的な考えだとは思いますが、それでどうしても追いつかないからやらざるを得ないというのが現状なのかなと思うのですが、俺の考えが間違っているのか、その確認。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 今ご指摘のとおり、別法人で会社の営業しているわけでございますので、できるものであれば会社独自でやるのが基本であろうということは感じておりますが、先ほど最後のほうにも議員からお話がありましたが、なかなかそこまで達していない会社ということで、産業開発公社、陸中たのはたも同様に施設を借りているという状況でございます。まず、いずれにいたしましても、施設を造っていただく以上は経営改善に向けて努めていくということをお願いしているところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 時間があるようでございます。昨日は、一般質問、5番議員さんがした部分で、田んぼ、畑なんかの利用していない状況等についての関係なのですが、今の状態で放置しておけば、だんだんにただ耕作しない面積が増えていくだけですから、これ30年も前から話をしていたけれども、若い方々の法人的な組織等々をつくらせる方向の趣旨でも、村としてもそういう団体に対して補助を出すような仕組みにでも持っていかなければ、絶対これは農地はもう放置される方向にただあると思うのです。そのために、村が制度をつくって補助を出して、そういう組織が生まれるような方向に結びつけるべきだと思うのです。法人なりなんなり、1人でもいいだろう、何らかの形で補助を出して、そういう制度に乗り出して、もはや遅過ぎるぐらいだけれども、それを直接模索して進むべきだと思うのですが、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時36分）

再開（午前11時36分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 ご提言ありがとうございます。私も後継者等がいらないような状況も理解しております。農事組合法人の設立というのも一つの方策だろうということで、いろいろ見たり聞いたりしているところでございます。従事者といいますか、組合を設立する個人がちょっと高齢化して、遅過ぎているのではないかというご指摘もあろうかと思っておりますけれども、現場とよく相談しながら、そういう方針が取れるのであれば支援してまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、佐々木伸君。

○8番【佐々木 伸君】 タブレット116ページの森林体験施設整備工事のこと、内容というか、どういうふうな事業をイメージしているのか伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木賢司君】 ただいまの工事内容についてご説明いたします。

こちらの道の駅たのはたの隣接地の山林といいますか、山であった部分に整備する事業でございまして、昨年度、予算いただきまして基盤整備ということで、木の伐採と地盤の整備のところまでやらせていただきまして、今年度はそこに遊歩道という形で整備を検討しておりまして、今回の事業費は遊歩道整備が主な内容となっております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 今三陸道のインターチェンジが出たことによって、あそこでのイベントは、ちょっと従来やった箇所でのイベントは無理かなというように聞いたのですが、できれば今多分思惟の館の下を、あそこを整備して、あそこでそういったイベントができるようにしたらいかが

でしょう。

そして、アクセス道は、今ある村道の部分があるわけですから、あれを若干広げるなり整備して、あそこでやれるように村有地を有効に活用して、森林云々よりかはむしろあらゆるそういった施設の広場に利用できるようにしたほうがいいのではないですか。今計画されているのに急に言われてもあれだと思うのですが、そういうように将来的なものを見据えて、現在困っているような状況が、今回もイベントを今アズビィ付近でやるやの情報が入っているし、かなり広い場所とそれなりのところでほかの市町村ではやっているように見受けられるのですが、田野畑でもあそこを活用したほうが私はいいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 40 分）

再開（午前 11 時 41 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木賢司君】 ご提言ありがとうございます。ご指摘のとおり、道の駅周辺のエリアでの催事ができるということが、非常に集客の面でもとてもメリットがあると考えてございます。今回、開催が難しいと判断した理由としましては、来場者の駐車場の確保が非常に難しく、安全の確保が難しいということで、今回別の場所を検討している状況でございます。駐車場の確保という課題、そちらの対応という部分については今後検討して、思惟の道の駅周辺の利活用に資するという内容について引き続き検討してまいります。

○議長【鈴木隆昭君】 9 番、佐々木功夫君。

○9 番【佐々木功夫君】 今予定されているアズビィ付近だって駐車場が十分だとは言えない。いわゆる固有名詞で悪いけれども、曜日もあるけれども、大崎建設の駐車場を利用したり借りたりしてやっているのが現実ではないですか。十分な駐車場があるとは思いません。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木賢司君】 道の駅の周辺ですが、昨年インターチェンジとして開通したこともございまして、インターチェンジ側からの来場という部分がございまして、現国道側からの来場者、あとは道の駅自体を利用したいというお客様がかなり多数いらっしゃいますので、両方のお客様の駐車場ということで安全確保が非常に難しいというふうに考えてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9 番、佐々木功夫君。

○9 番【佐々木功夫君】 ちょっと答弁が、俺が伺ったのと違うのですが、いわゆる今現在の道の駅の利用の状況は、そういう状況で利用できないというのを理解して、そのために今のアズビィ付近だか体育館の施設のところでイベントをやるやに伺っているのですが、今回そうではないです

か。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木賢司君】 今回については、そのように考えてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 そのことについても、現状は駐車場が十分とは言えないのではないですかということ。いわゆる民間の駐車場を利用しているのが現実ではないですかということを使った。そうではないですか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 道の駅のところのイベントにつきましては、駐車場の確保も課題でございますけれども、今回インターチェンジが開通したことによって、三陸道から入ってくるお客さんの数が多くなって、駐車場に止められないようなときには進入路とかに車が並んでしまって、本線まで滞留してしまうと安全上の問題もあるのではないかとということで、ちょっと今回は場所の移動を検討したということでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時45分）

再開（午前11時46分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 まだ言いたいことは、いわゆるそういう場所に、これは新庁舎建設特別委員会で審議した部分で、あそこに新庁舎を建設予定されているということ、駐車場とすれば誠にどう見ても狭いのではないですかということをご指摘したかったのです。今日は、この件はそこまでしておく。

○議長【鈴木隆昭君】 ご意見として伺っておきます。

8番、佐々木伸君。

○8番【佐々木 伸君】 タブレット121ページの2の青少年育成村民会議補助金、これは早稲田大学との交流のあれだが、何月頃の予定とかしているものですか。

○議長【鈴木隆昭君】 三上教育委员会主任主査。

○教育委員会事務局主任主査【三上恵美君】 ただいまの質問にお答えいたします。

日程は、令和9年1月頭を予定しております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、佐々木伸君。

○8番【佐々木 伸君】 中学生、2年生と言いましたが、何人ぐらい。全員参加なのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 三上教育委员会主任主査。

○教育委員会事務局主任主査【三上恵美君】 お答えいたします。

中学校2年生、希望を取ることになるのですが、見込みとしましては今21名と、あと随行で25名予定しております。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 令和8年度田野畑村一般会計補正予算(第3号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第10、議案第5号 令和8年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 タブレット133ページを御覧ください。議案第5号 令和8年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

歳入歳出の補正ですが、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ379万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,119万円に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ292万1,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,837万3,000円とするものでございます。

タブレット143ページから144ページ、予算書の5ページから6ページを御覧ください。事業勘定の歳入歳出予算でございますが、主な要因が人事異動に伴う人件費の歳入歳出補正であることから、説明を割愛させていただきます。

タブレット163ページ、164ページ、予算書17ページ、18ページを御覧ください。次に、直営診療施設勘定についてご説明いたします。先ほどもご説明した事業勘定同様、主な補正の要因が人事異動に伴う人件費の歳入歳出の補正であることから、説明を割愛させていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第5号 令和8年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第11、議案第6号 令和8年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤副町長。

○副村長【工藤光幸君】 タブレット173ページを御覧ください。議案第6号 令和8年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出の補正ですが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,531万4,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、タブレット183ページ、184ページ、予算書の5ページ、6ページに計上のとおりでございますが、歳入につきましては少額の補助金繰入れ補正であり、また歳出のシステム改修の費用と人事異動に伴う少額な補正となっておりますことから、説明は割愛させていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第6号 令和8年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第12、議案第7号 令和8年度田野畑村簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 タブレット193ページを御覧ください。議案第7号 令和8年度田野畑村簡易水道事業会計補正予算（第1号）をご説明いたします。

第2条、業務の予定量でございますが、（4）、主要な建設改良事業のうち簡易水道等施設整備事業について、既決予定額4,180万円から補正予定額2,371万2,000円を減額し、1,808万8,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出でございますが、款のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、既決予定額1億2,409万4,000円から補正予定額2,380万5,000円を減額し、歳入計を1億28万9,000円とするものでございます。

次のページを御覧ください。支出、第1款資本的支出、既決予定額1億2,914万8,000円から補正予定額2,154万5,000円を減額し、支出計を1億760万3,000円とするものでございます。

第4条、企業債でございますが、簡易水道等施設整備事業について、補正前2,660万円から補正額1,280万円を減額し、補正後の起債発行限度額を1,380万円とするものでございます。

タブレット197ページ、予算書1ページを御覧ください。実施計画書の資本的収入及び支出についてご説明いたします。上段の表、収入ですが、1款資本的収入、2項補助金1目国庫補助金でございますが、既決予定額1,520万円から補正予定額1,100万5,000円を減額し、419万5,000円とするものでございます。

同じく次の段、4項企業債、1目建設改良費等企業債でございますが、既決予定額3,140万円から補正予定額1,280万円を減額し、1,860万円とするものでございます。

下段の表、支出ですが、1款資本的支出、1項建設改良費、2目送配水及び給水施設整備費につきまして、既決予定額4,664万円から補正予定額2,154万5,000円を減額し、2,509万5,000円とするものでございます。

タブレット201ページ、予算書2ページを御覧ください。実施計画明細書についてご説明いたします。上段の表、収入ですが、1款資本的収入、2項補助金、1目国庫補助金、1節簡易水道施設整備事業につきまして1,100万5,000円減額計上しております。

次の段、4項企業債、1目建設改良費等企業債、1節簡易水道事業債につきまして640万円減額計上しております。

同じく次の行、2節過疎対策事業債につきまして640万円減額計上しております。

下段の表、支出でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費、2目送配水及び給水施設整備費、16節委託料につきまして216万7,000円追加計上しております。

同じく次の行、61節工事請負費につきまして2,371万2,000円減額計上しております。内容は、机地区水道施設改良整備工事につきまして、予定した金額が補助採択とならなかったことから減額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第7号 令和8年度田野畑村簡易水道事業会計補正予算(第1号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩(午前11時58分)

再開(午後 零時58分)

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長【鈴木隆昭君】 日程の追加についてお諮りいたします。

まず、常任委員会委員の選任について、また産業建設常任委員会委員長から浜岩泉飲雑用水道管理運営を田野畑村に移行することについての陳情に係る委員長報告として、追加日程1件が提出されております。また、新役場庁舎建設特別委員会委員長及び田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会委員長から追加日程各1件が提出されております。また、議員派遣について、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についても議題といたしたく、これらを日程に追加し、議題に供したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

常任委員会委員の選任について、陳情第1号 浜岩泉飲雑用水道管理運営を田野畑村へ移行することについての陳情、委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）、委員会の閉会中の継続審査の件（田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会）、議員派遣について、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてをそれぞれ追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎常任委員会委員の選任について

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第1、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会の選任については、田野畑村議会委員会条例第5条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

よって、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

欠員が生じております産業建設常任委員会委員に1番、高橋奈々美さん、4番、和山勝富君を指名いたします。よろしくお願いします。

なお、産業建設常任委員会は、現在副委員長が欠員となっております。副委員長については、委員会条例第6条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。副委員長を互選し、後刻報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時00分）

再開（午後 1時01分）

○議長【鈴木隆昭君】 会議を再開いたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長より副委員長の互選の結果報告がありましたので、ご報告いたします。

産業建設常任委員会の副委員長には、上村浩司君が選任されました。

◎陳情第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第2、陳情第1号 浜岩泉飲雑用水道管理運営を田野畑村へ移行することについての陳情を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、佐々木芳利君。

○産業建設常任委員長【佐々木芳利君】 産業建設常任委員会において審査した結果をご報告いたし

ます。

令和7年12月11日、本委員会に付託を受け、継続審査となっておりました浜岩泉飲雑用水道管理運営を田野畑村へ移行することについての陳情に関し、本委員会は令和8年6月17日、5名の委員出席の下、慎重に審査を行いました。

その結果、賛成全員で採択すべきものと決定いたしました。あわせて、本件の事業実施に当たっては、進捗状況について毎年度議会で報告するよう求める附帯意見を付すことを決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

陳情第1号 浜岩泉飲雑用水道管理運営を田野畑村へ移行することについての陳情を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、陳情第1号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第3、委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）を議題といたします。

新役場庁舎建設特別委員会委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件（田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会）

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第4、委員会の閉会中の継続審査の件（田野畑村議会議員なり手不

足対策特別委員会）を議題といたします。

田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第5、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付の議員派遣一覧表のとおり、次期定例会までに予定されております各種会議、研修会等に本議会の議員を派遣することとし、また議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合、その都度議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、各種会議、研修会等への議員の派遣についてはそのように決定いたしました。

◎岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第6、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

岩手県後期高齢者医療広域連合議員は、議員辞職により欠員が生じたため、1名を選挙にて決定いたします。本件選挙においては、私自身が立候補したいため、地方自治法第117条の規定により除斥いたします。

暫時休憩いたします。

(議長、副議長と交代)

[10番 鈴木隆昭君退席]

休憩(午後 1時06分)

再開(午後 1時06分)

○副議長【佐々木功夫君】 再開いたします。

議長が除斥されましたので、地方自治法第107条の規定により、臨時議長を務めます。

これより岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

ただいま議長、議席番号10番、鈴木隆昭君が立候補を表明しております。その他の立候補される方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

○副議長【佐々木功夫君】 挙手ないので、お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、指名推選いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長【佐々木功夫君】 異議なしと認めます。

したがって、立候補者、鈴木隆昭君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長【佐々木功夫君】 異議なしと認めます。

ただいまの選挙の結果、鈴木隆昭君が当選されました。

議長交代のため暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時08分）

再開（午後 1時09分）

〔10番 鈴木隆昭君復席〕

(副議長、議長と交代)

○議長【鈴木隆昭君】 会議を再開いたします。

◎閉会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

本日で閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会とすることに決定いたしました。

令和8年第3回田野畑村議会定例会を閉会といたします。

(午後 1時09分)